岐阜県達森経第５６９号

森林病害虫等防除法（昭和２５年法律第５３号）第５条第１項の規定により、下記のとおり森林病害虫等が付着している伐採木等の移動を制限する。

令和８年１０月１５日

岐阜県知事　江崎　禎英

記

１　区域及び期間

(1) 区　域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ケ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

(2) 期　間

令和８年１０月３０日から１年間

２　森林病害虫等の種類

松くい虫

３　行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。

ただし、特別伐倒駆除を行う場合であって、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所長に届け出て承認されたときは、この限りでない。

４　命令をしようとする理由

１の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、３に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、１の(1)の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

（教示）

この処分について、不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。